

## 「知的財産立国」の早期実現 ～ 「知的財産戦略推進計画」の見直しに当たっての提言～

知財立国の実現は、わが国の将来の命運を左右する重要な国家戦略である。

昨年3月の知的財産基本法の施行を受けて、約270項目の知財推進計画が策定・実施され、経済の活性化と文化・芸術を活かした豊かな国づくりに向け、大きな成果を挙げている。昨年秋の総選挙にあたりわが党は知財立国を選挙公約（マニフェスト）の主要な柱にし、国民の支持を得た。

本年の知財推進計画の見直しに当たっては、これまでの取組に加え、国際展開や地域振興にも力を入れていくことが必要である。

このような観点から、自由民主党知財合同会議は以下を提言する。

### 1. 模倣品・海賊版対策の抜本的強化

- (1)中国などアジア諸国での模倣品・海賊版は我が国産業に深刻な被害を与えているだけでなく、テロリストや犯罪組織の資金源にもなっている。このため、政府は、模倣品・海賊版防止条約の提唱や二国間・多国間交渉を強力に推進する。
- (2)特許侵害物品を水際で迅速かつ効果的に差し止めるため、税関における取締体制の強化や思い切った法改正を行う
- (3)インターネットを利用した模倣品・海賊版の流通の撲滅に向け、関連法令を整備するとともに取締体制を抜本的に強化する。

### 2. 中小企業・ベンチャー企業による知財戦略の支援

- (1)中小企業・ベンチャー企業の知財戦略に関する主体的な取組を強力に支援するため、モラルハザードとならないよう配慮しつつ、特許料等の減免措置についてその利用の促進など対象拡大のための措置を講ずるほか、海外への特許出願や海外における模倣品・海賊版対策などの支援を抜本的に強化する。

(2)中小企業・ベンチャー企業の抱える、知財の侵害被害等知財に関する諸問題について、実態の把握と必要な対応策について検討する。

### **3. 世界特許・国際標準の実現**

(1)経済の国際化に伴い、事業活動に不可欠な特許を一回の手続きで取得できるよう、世界特許の実現を目指す。

その第一段階として、日米欧三極間で審査基準や制度運用を調和させ、特許の相互承認を実現する。

(2)日本発の国際標準を推進する(例えば、ICタグ)。

### **4. 地域における知財戦略の促進**

地方自治体における知財戦略の策定、地方自治体・大学・企業の連携、地域企業の知財活動に対するコンサルティング、弁理士・弁護士等の専門人材の活用、地域ブランド保護のための法整備などを促進する。

### **5. コンテンツビジネスを国家戦略として振興**

(1)わが党が今国会での速やかな成立を目指している「コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律案」の趣旨にのっとり、我が国コンテンツビジネスの振興を国家戦略の柱として位置づける。

(2)コンテンツビジネスの振興に当たっては、コンテンツに生じる権利が個々のコンテンツを製作した者にあることを今後の政策の大原則とする。

コンテンツの制作・投資を促進する税制の導入を図る。また、我が国コンテンツ事業の海外展開、地域おこしにもつなげる特区制度を活用した映画制作や高等教育機関によるコンテンツ人材育成を支援する。

コンテンツの二次利用の促進を図るとともに、ブロードバンドやデジタルシネマを活用した事業展開への支援等を通じ、流通市場への新規参入の促進を図る。

特に、映像コンテンツの二次利用については、著作権等の

迅速な権利処理に取り組む民間主体の活動を支援する。  
デジタル時代に対応した法制度の検討を行う。

## **6. 専門人材の育成**

- (1)知的財産高等裁判所においては、知財や技術に精通した専門人材を活用し、ビジネスの実態にあった運用がなされることを期待する。
- (2)知的財産法を司法試験の選択科目にする。
- (3)ビジネス経験を積んだ人材が知財司法分野で活躍できるようにするため、法科大学院における夜間のコースの増加や夜間・休日専門の大学院の創設を支援する。
- (4)弁理士等知財専門人材の育成や活用のあり方について幅広く検討する。
- (5)小学校から大学にいたる各段階において、知財の創造や知財の尊重等知財マインドの醸成を図るため、必要な教育を推進する。

平成 16 年 5 月 13 日

自由民主党

政務調査会経済産業部会知的財産政策小委員会  
司法制度調査会知的財産権の法的保護・特許裁判  
のあり方に関する小委員会

知的財産制度に関する議員連盟

コンテンツ産業振興議員連盟

マルチメディア懇話会フロード・ハンドコンテンツ小委員会